

2026年度（令和8年度）
DX/GX 両立に向けた
パワーエレクトロニクス次世代化加速事業

COPELNIX

—CO-creation of PowerELectronics through
Nexus Innovation for twin-X strategies (DX and GX)—

公募要領

公募受付締切日

2026年4月16日（木）12時00分必着
（e-Radでの提出）



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2026年（令和8年）3月

目次

プログラム・ディレクターからのメッセージ

第1章 事業の概要

- 1.1 はじめに
- 1.2 事業の背景
- 1.3 事業の目的
- 1.4 事業実施期間
- 1.5 事業の内容
- 1.6 採択予定件数
- 1.7 事業規模
- 1.8 事業実施体制・事業計画
- 1.9 事業マネジメント体制
- 1.10 評価

第2章 課題の募集・選考について

- 2.1 応募対象者
- 2.2 公募内容
- 2.3 募集から契約までのスケジュール
- 2.4 e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等
- 2.5 提案書類の受付等
- 2.6 提案書類の作成・提出
- 2.7 審査及び採択
- 2.8 契約の締結
- 2.9 公表等
- 2.10 応募に当たっての留意事項
- 2.11 競争的研究費改革について
- 2.12 問合せ先

第3章

- 3.1 委託契約の締結
- 3.2 委託費の範囲及び積算
- 3.3 事業の評価
- 3.4 事業成果の取扱い
- 3.5 取得資産の取扱い

【プログラム・ディレクターからのメッセージ】

プログラム・ディレクター 齋藤 渉

本事業では、GaN パワーデバイスによるパワーエレクトロニクスの次世代化を加速させることで DX と GX が両立した社会の実現に貢献する研究開発提案を募集します。

公募にあたって、事業運営および提案者への期待として、以下の全体方針を掲げます。

- ・気候変動への対策として、日本政府が 2050 年カーボンニュートラルを目標に掲げている一方で、生成 AI の登場や AI データセンター需要の急伸によって、消費電力量が急増しています。便利で、新たな可能性を広げる DX の歩みを確保しつつ、カーボンニュートラルを実現する GX を推進するためには、再生可能エネルギーの大量導入だけではなく、電気エネルギーを有効利用するパワーエレクトロニクスの進化が不可欠です。
したがって、提案にあたっては、2030 年代後半の電気エネルギーの需要と供給に対する電力マネジメントのあるべき姿を想定し、その姿を実現する上で必要なパワーデバイスとパワーエレクトロニクスに対する研究開発構想を描いて下さい。
- ・パワーエレクトロニクスは、デバイス技術、回路・制御技術、受動素子等の要素技術の複合的な進化により発展してきました。本事業では、デバイスと回路のそれぞれのチームが一体となって、学際的な研究を推進することで、新たなパワーエレクトロニクスを共創するストーリーを提案書で明確に示してください。
- ・本事業で創出される成果はわが国の産業競争力の向上に大きく貢献することが期待されます。提案の段階から、企業と連携した研究開発体制の構築やスタートアップを立ち上げ、民間資金とのマッチングにより投資拡大を図る構想を期待します。

第1章 事業の概要

1.1 はじめに

文部科学省では、2026年度（令和8年度）より「DX/GX両立に向けたパワーエレクトロニクス次世代化加速事業（COPELNIX）」（以下「本事業」という。）を開始します。本事業は、電力変換・制御技術であるパワーエレクトロニクス（以下「パワエレ」という。）技術の次世代化を加速するとともに、その社会実装による社会全体の省エネルギー化を促すことで、現代社会が直面する喫緊の課題であるDX¹とGX²が両立した社会の実現に貢献することを目的としています。

本公募要領は、本事業の実施主体の公募の手續等を説明するものです。応募にあたっては、本公募要領の内容を十分理解いただいた上で、事業の趣旨に沿って優れた成果が得られる提案をお願いします。また、本事業は経済安全保障の観点から特に技術流出の防止が必要な「特定研究開発プログラム」に指定されており、本事業の審査・採択プロセスにおいて、代表機関及び分担機関に対し、研究セキュリティの確保の観点からリスクマネジメントの実施を求めます。

なお、本公募は、2026年度（令和8年度）政府予算の成立を前提とするものであり、予算の成立状況によっては事業内容や事業予算を変更する場合があります。

1.2 事業の背景

パワエレは、電圧、電流、周波数等を制御して、交流から直流への変換などの電力変換を行う技術であり、その中でも、特に電力用半導体素子（以下「パワーデバイス」という。）を用いた技術の総称です。パワエレは、電化・情報化が進む現代社会を支える基盤技術であるとともに、電力利用の効率性を左右する重要な省エネルギー技術です。また、パワエレ産業は、集積回路とともに半導体の代表的な応用分野・産業です。

グローバル供給網の脆弱性、省エネルギー性能の向上によるエネルギー安全保障への寄与等の観点から、電力用半導体（以下「パワー半導体」という。）は経済安全保障上の重要物資・技術の一つに位置付けられています。2022年（令和4年）12月には、経済安全保障推進法に基づき、特定重要物資として半導体が指定されました。さらに、パワー半導体を含む従来型半導体及び半導体のサプライチェーンを構成する製造装置・部素材・原料の製造能力の強化等を図ることで、各種半導体の国内生産能力を維持・強化する旨が盛り込まれた「半導体の安定供給確保に向けた取組方針」が2023年（令和5年）1月に公表されています。

現在、パワー半導体を取り巻く市場環境はダイナミックに変化しています。近年のパワー半導体市場は、電気自動車（EV）市場の拡大によって牽引されてきましたが、AIデータセンター需要の拡大に伴う変化が生じています。AI技術の急速な進展に伴い、AIデータセンターにおける計算処理能力需要の急拡大が見込まれており、電力消費密度の増大や、計算用チップ当たりの消費電力量の急変動への応答等の課題が生じており、適切な給電システムの構築が困難になりつつあります。また、AI技術の進展とロボット技術の融合により、AIが物理世界でも活躍するようになるフィジカルインテリジェンスへの期待も高まっており、給電系・駆動系の小型化なども課題となっています。これらの課題解決に資するパワエレ機器・パワエレシステムの技術革新への要求が強まっています。

¹ デジタルトランスフォーメーション

² グリーントランスフォーメーション

窒化ガリウム (GaN) は、次世代パワー半導体の一つであり、現在実用化されている GaN-HEMT には、コンパクトなパワエレ機器で、特に中小容量の電力をより低損失かつ緻密に制御できる利点があります。さらに、縦型パワーMOSFET が実現できれば、原理的には EV 用途の高電圧・大電流の制御も可能であるなど、その潜在的な適用範囲は広いと考えられます。GaN は、青色発光ダイオードの発明から連なる我が国発の技術であり、現在でもその技術水準は世界の先頭を走っています。我が国の社会全体の省エネ化、パワー半導体産業の振興、経済安全保障の政策的観点から、市場環境の変化も踏まえながら高度な GaN 技術を世界に先行して確立し、実用化を進めることが、極めて重要です。

文部科学省では、GaN のパワーデバイスへの応用を目指し、2016 年度 (平成 28 年度) から 2025 年度 (令和 7 年度) まで 2 期 10 年間のプロジェクト³を実施してきました。世界初となる GaN パワーデバイス (縦型 JBS ダイオード、縦型パワーMOSFET) の動作実証を成し遂げるとともに、GaN パワーデバイスを用いることを前提に「パワーエレクトロニクス機器トータルとしてまとめあげる」ことを目指したパワエレ回路システム、受動素子の研究開発においても、数多くの卓越した研究開発成果を創出してきました。

本事業では、以上の背景を踏まえ、GaN パワーデバイスを産業界へ橋渡すために残るボトルネックの解消と、GaN パワーデバイスを用いたパワエレ技術の速やかな社会実装を目指した GaN パワエレシステムトータルとしての実証の 2 点に焦点を当てた研究開発を実施します。

1.3 事業の目的

本事業では、GaN パワーデバイス (特に GaN-MOSFET) を用いた次世代のパワーエレクトロニクス技術の創出とその産業化を世界に先駆けて実現し、社会全体の省エネルギー化の促進と、DX と GX が両立した社会の実現に貢献することを目的とします。

なお、研究開発成果の早期の事業化を目指すべく、研究開発期間中に事業化の見込みが得られた技術については、研究開発期間中であっても研究開発の内容から一部を切り出し、事業化する企業へ移転することや、当該技術の事業化を目指すスタートアップを立ち上げ、民間投資の呼び込みによる加速が図られることを強く期待します。

1.4 事業実施期間

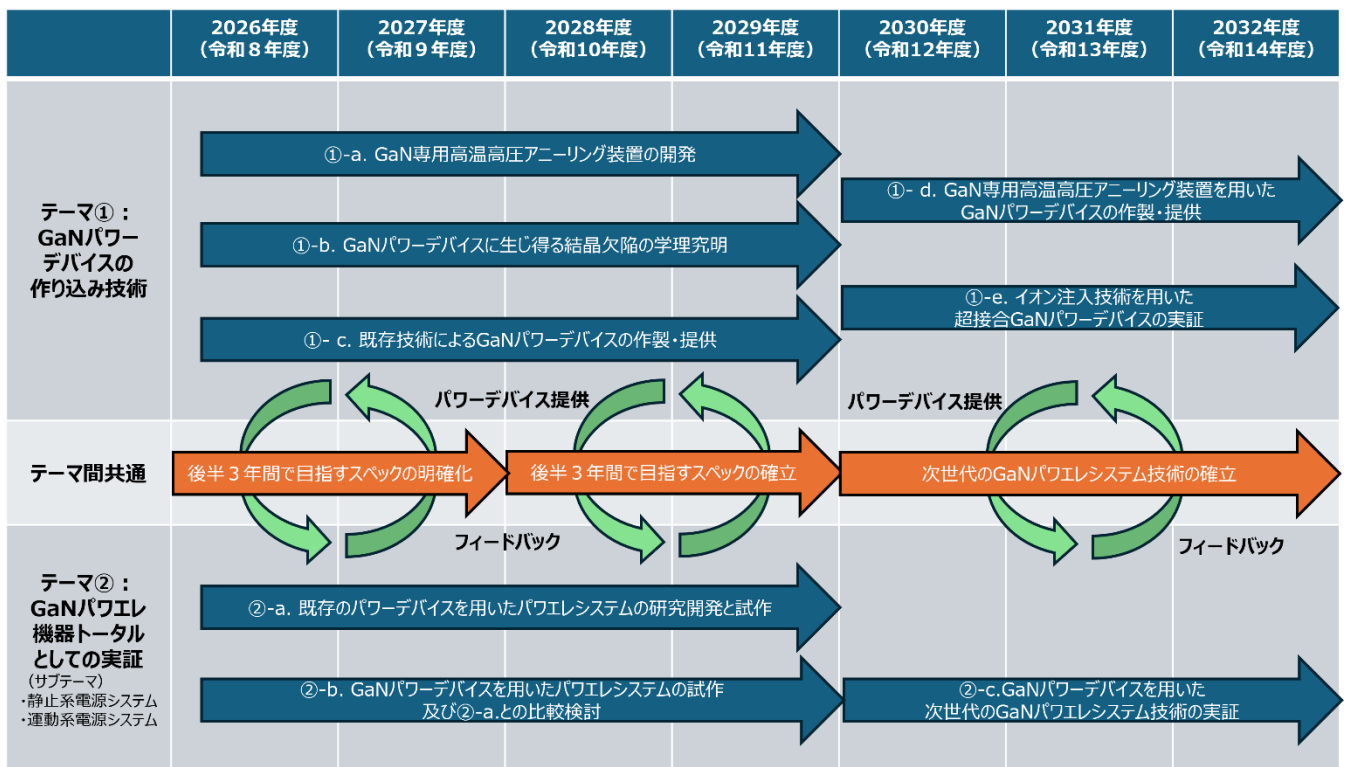
本事業の実施期間は、原則として 2026 年度 (令和 8 年度) ~2032 年度 (令和 14 年度) までの 7 年間とします。なお、事業の進捗状況や 2029 年度 (令和 11 年度) を目途に行う中間評価(1.10 評価 参照)の結果等を踏まえ、事業期間途中での本事業の計画の全部又は一部の変更や中止を行うことがあります。

1.5 事業の内容

1.3 の目的を達成するため、「GaN パワーデバイス作り込み技術」と「GaN パワエレシステムトータルとしての実証」の 2 つのテーマの研究開発を、相互に密に連携させつつ、新たなパワーエレクトロニクスを共創するストーリーを共有しながら実施します。7 年間の事業期間を前半 4 年間と後半 3 年間に分割し、具体的に想定する研究開発の内容を以下のとおり示します。

³ 「省エネルギー社会の実現に資する次世代半導体研究開発」(2016 年度~2020 年度)
「革新的パワーエレクトロニクス創出基盤技術研究開発事業 (INNOPEL)」(2021 年度~2025 年度)

(研究開発の全体像)



テーマ① GaN パワーデバイス作り込み技術

GaN パワーデバイスのプロセス技術を学理究明と回路検証レベルのデバイス試作により、技術成熟度を産業界へ橋渡し可能な段階に引き上げることを目指します。前半4年間では、「GaN 専用高温高压アニーリング装置の開発」、「GaN パワーデバイスに生じ得る結晶欠陥に関する学理究明」、「既存技術による GaN パワーデバイスの作製・提供」の3つに主に取り組み、残る技術的なボトルネックの解消を図ります。後半3年間ではテーマ②との連携を本格化させつつ、市場投入を見据えた技術水準の高度化を図るため、「GaN 専用高温高压アニーリング装置を用いた GaN パワーデバイスの作製・提供」と「イオン注入技術を用いた超接合 GaN パワーデバイスの実証」の2つに主に取り組みます。提案にあたっては、自身の提案に合致する指標を設定し、提案時点の技術レベル・研究開発期間の中間時点・終了時点での達成目標を、競合技術と合わせて定量的にベンチマークし、提案してください。

(前半4年間での取組内容)

①-a. GaN 専用高温高压アニーリング装置の開発

我が国が世界に先駆けて開発してきた p 型イオン注入活性化技術を完成させることを目指します。GaN における p 型イオン注入の活性化技術として、高温高压アニール処理が有効であり、安定した活性化を実現する上で、処理過程における意図しない不純物の混入を回避するための専用装置の不在がボトルネックになっています。このボトルネックを解消するため、以下の基本スペックを有する GaN 専用の高温高压アニーリング装置を開発します。ただし、ここで示すスペックは最低限のものであり、適度な尤度や拡張性を付加した提案を妨げるものではありません。開発期間は4年、開発費用は総額10億円を超えない範囲とします。なお、

本装置は今後の産業化に向けた産業用機器のプロトタイプとして位置付けられることを踏まえ、今後の装置の改善に資するよう、開発プロセスにおける詳細な設定条件や実測データを確実に整備・保管することを必須とします。

【GaN 専用高温高圧アニーリング装置の基本スペック】

使用温度：1,400℃

常用圧力：500MPa

その他：6インチウエハの処理が可能であること

① -b. GaN パワーデバイスに生じ得る結晶欠陥の学理究明

GaN パワーデバイスの幅広い産業での活用を図るうえで不可欠な特性理解の深化を目指します。GaN-MOSFET の産業上のポテンシャルを十分に発揮させるためには、信頼性の担保が極めて重要です。これまでのプロジェクトで GaN-MOSFET の動作が実証されたことで、結晶欠陥とデバイス性能の間の関係を実験的に調べることが可能となったことを踏まえ、GaN パワーデバイスのプロセス中に、GaN 結晶にどのような欠陥がどのように生じるのか、またそれらの結晶欠陥がデバイスの性能にどのような影響を与えるのかを明らかにすることで、信頼性の基礎となる学理を究明します。また、この学理を基に欠陥の影響を減らして、信頼性を向上する方法の研究開発と検証を行います。

① -c. 既存技術による GaN パワーデバイスの作製・提供

現有のプロセス技術等を用いて GaN パワーデバイスを試作し、テーマ②の研究開発チームへ提供します(②-b.参照)。当初2年間は、まず提案時点の技術で提供可能な試作品のスペック、本事業終了時点で想定するスペックをそれぞれ示し、②-b.の研究開発チームとの間で協議し、提供する試作品のスペックを整合します。続く2年間(3・4年目)には整合したスペックの試作品の実際の提供、及び②-b.の研究開発チームからのフィードバックを踏まえて後半3年間で最終的に目指すスペックを確定させます。提案にあたっては、GaN パワーデバイスの提供実施体制(②-b.の研究開発チームと、デバイス性能とパッケージ仕様をすり合わせ、要素プロセス開発からデバイスインテグレーション及びパッケージ組み立てまでを行う体制)及びスケジュール並びに提案時点で提供する GaN パワーデバイスの保証可能なスペック及び個数を具体的に示してください。

(後半3年間での取組内容)

①-d. GaN 専用高温高圧アニーリング装置を用いた GaN パワーデバイスの作製・提供

開発した GaN 専用高温高圧アニーリング装置を用いて作製した GaN パワーデバイスを、②-c.の研究開発チームへ提供します。また、作製したデバイスの物性データ・動作特性データと②-c.の研究開発チームで得られたデータを収集・統合・分析し、GaN-MOSFET をはじめとする多様な GaN パワーデバイス創出のための基礎データとして整備します。なお、最終的に目指すスペックは前半4年間に②-c.の研究チームと共に確定させることとなりますが、提案時においても、提供する GaN パワーデバイスのスペック及び個数、提供スケジュールについて、目指す水準を具体的に示してください。

①-e. イオン注入技術を用いた超接合 GaN パワーデバイスの実証

イオン注入技術を応用した高付加価値デバイスの実例を生み出すことを目指し、超接合 GaN パワーデバイスの実証に取り組みます。超接合構造は、耐圧性能を一定程度保ったまま、オン抵抗を引き下げることが可能であり、現在でも Si 系パワーデバイスに用いられています。この超接合構造を GaN パワーデバイスに適用することで、より高い耐圧性能と低オン抵抗を併せ持つ、超高性能パワーデバイスを実現できる可能性があります。これを世界に先駆けて実現することで、GaN パワーデバイスの持つポテンシャルの高さを実証し、産業応用・投資の加速につなげることを目指します。提案にあたっては、目指す試作構造およびデバイス性能を具体的に示してください。

テーマ② GaN パワエレシステムトータルとしての実証

並行して取り組むテーマ①の成果を取り込みながら、GaN パワーデバイスのポテンシャルを十分に引き出すためのパワエレ回路システムや受動素子を開発するとともに、チーム型のシステム統合化研究として GaN パワーデバイスを実際に組み込んだ次世代のパワエレシステムの試作・検証を行います。また、本テーマでは、1.2 で述べたような背景も踏まえ、以下の2つのサブテーマを設定します。

- (a) AI データセンター用サーバ電源システムをはじめとする「静止系電源システム」
- (b) フィジカル AI の普及を見据えた自動車やロボット駆動をはじめとする「運動系電源システム」

これら2つのサブテーマのいずれかについて、2030 年代後半の社会のボトルネック課題を GaN パワーデバイスの活用により打破する提案を求めます。ボトルネック課題については、2030 年代後半の社会で必要となるシステムを構想し、そこからバックキャストして、それを支えるパワエレ回路システム及び関連技術を描き、現在のパワエレ技術とのギャップを分析することで、特定してください。併せて、特定した課題解決に対する GaN パワーデバイスの必要性、提案するパワエレ回路システム及び受動素子などの関連技術及び開発しようとする技術の独自性、競合技術に対する優位性をベンチマークし、それぞれを提案の中で明確に示してください。また、受動素子の小型化や温度上昇の抑制など、事前に想定される課題にも十分配慮してください。

加えて、この研究開発の実施にあたっては、AI・数理分野の知見・技術を取り入れる体制を構築することを必須とします。AI・数理分野の知を取り入れ、経験と勘から、より理論的なアプローチ、特に既知の特性や設計情報から性能を予測する積み上げ型のシミュレーションではなく、要求する性能から必要なデバイスの特性や設計を提案する、いわゆる逆問題を解決できるようなアプローチの創出が特に期待されます。このような新しいアプローチの実現は、若年層の減少による技術者不足の問題への解決策ともなり得るものです。

本テーマの前半4年間では、テーマ①において GaN パワーデバイスのプロセス技術におけるボトルネック課題である GaN 専用高温高圧アニーリング装置の開発を行うため、この期間

には現有プロセスを用いて作製する GaN パワーデバイスが提供されることとなります。この前提の下、後半3年間で行う実証を速やかに行うための準備として、提案するシステムの事前検証や最終的な GaN パワーデバイスのスペック整合を行います。

後半3年間では、テーマ①において提供可能となる GaN パワーデバイスを、パワエレ回路システムに実際に組み込み、そのシステムの評価を行うシステム統合化研究に取り組み、GaN パワーデバイスの活用によりパワエレシステムのボトルネック課題が解決可能であることを実証します。また、テーマ①の研究開発チームにそのフィードバックを行い、テーマ①②間で改善のサイクルを繰り返すことで、デバイス・回路システムの最適化を促し、次世代のパワエレ技術の実現を図ります。

(前半4年間での取組内容)

②-a. 既存のパワーデバイスを用いたパワエレシステムの研究開発と試作

Si-IGBT や SiC-MOSFET など現時点で入手可能な複数のパワーデバイスを活用し、特定したボトルネック課題に対するパワエレ回路システムの有効性や可能性の検証、新たな課題の把握や、パワエレ回路システム・パワーデバイス・受動素子等への要求仕様の明確化等を行います。

②-b. GaN パワーデバイスを用いたパワエレシステムの試作及び②-a.との比較検討

①-c.の取組による GaN パワーデバイスの試作品を活用したパワエレシステムの試作を行い、さらに②-a.の取組との比較検討を行い、ボトルネック課題の解消に向けた GaN パワーデバイスの独自の有効性を示します。

当初2年間は①-c.の研究開発チームとともにボトルネック課題の解決に求められるスペックの明確化の検討を行い、続く2年間(3・4年目)には試作品の提供を受けて実際のパワエレシステムを試作、①-c.の研究開発チームに対し性能改善のフィードバックを行います。さらに後半3年間で最終的に①-d.の研究開発チームから提供される GaN パワーデバイスに求めるスペックを確定させます。

なお、提案にあたっては、要求される GaN パワーデバイス性能と①-c.の研究開発チームから提供される GaN パワーデバイスの性能が合致しない場合も想定した、性能すり合わせや実証見直しの考え方も研究計画に含めてください。

(後半3年間での取組内容)

②-c. GaN パワーデバイスを用いた次世代の GaN パワエレシステム技術の実証

①-d.の取組による GaN パワーデバイスの提供を受け、前半4年間での研究開発成果と統合し、次世代の GaN パワエレシステムの実証を行います。実証の過程で得られた GaN パワーデバイスへの性能改善の要求は、速やかに①-d.の研究開発チームにフィードバックし、さらに改善された GaN パワーデバイスによる成果を再度①-d.の研究開発チームにフィードバックするというサイクルを繰り返し、後半3年間に、予め特定したボトルネック課題を解決し得る次世代の GaN パワエレシステムを実証します。

1.6 採択予定件数

採択予定件数は以下のとおりとします。なお、原則として、2027年度（令和9年度）以降の採択は予定していません。

- | | |
|--------------------------|---------|
| ① GaN パワーデバイス作り込み技術 | 1 件（予定） |
| ② GaN パワエレシステムトータルとしての実証 | |
| ➤ うち静止系電源システム | 1 件（予定） |
| ➤ うち運動系電源システム | 1 件（予定） |

1.7 事業規模

2026年度（令和8年度）の予算総額は、上限10億円（税込、間接経費含む）です。内訳としてはそれぞれ以下の規模を直接経費分（税込）の上限として事業計画を立ててください。なお、採択時及び事業実施期間中に、文部科学省の指示により、事業実施内容及び実施予定額を調整する場合があります。

① 「GaN パワーデバイス作り込み技術」：上限480百万円（税込）

2年目以降の予算については、高温高圧アニーリング装置の開発を予定する2027年度（令和9年度）から2029年度（令和11年度）までは、2026年度（令和8年度）と同程度以下の単年度予算額の中で実施するという前提の下で事業計画を立ててください。2030年度（令和12年度）から2032年度（令和14年度）までの予算については、毎年度230百万円以下で実施するという前提の下で事業計画を立ててください。

② 「GaN パワエレシステムトータルとしての実証」：上限150百万円（税込、サブテーマ当たり）

2032年度（令和14年度）までの毎年度の予算についても2026年度（令和8年度）と同規模以下で実施するという前提の下で事業計画を立ててください。

1.8 事業実施体制・事業計画

研究代表者は、複数の研究者（研究代表者の所属する大学・機関以外の研究者も含む。）からなる最適な研究体制を編成してください。また、革新的なパワエレ技術の研究開発を担う若手人材の育成を勘案した研究体制の構築も期待します。例えば、学生を含む若手研究者が早期の段階から参画し、システム応用で顕在化する課題解決に向けて、分野の垣根を超えて技術開発に取り組むことのできる研究開発体制の構築の提案を期待します。そして、このような体制等を効率的・効果的に構築し運営するために、研究開発に参画するすべての機関が有する既存の枠組みや設備、外部との有機的な連携、既存のノウハウなどを活用することを踏まえた事業計画を提案してください。以下、テーマごとに個別の要件を示します。

テーマ①については、その研究開発が GaN パワーデバイスの産業化に向けた橋渡しのフェーズに位置づけられることを踏まえ、民間企業等が本事業で活動する際に必要となる費用等については、原則、当該機関自身が負担することで参画します。この外部リソースの獲得は要件ではありませんが、審査や中間評価等において状況を確認します。また、民間企業等が本事業

で活動する場合には、代表機関または分担機関である大学等のいずれかと本事業に参画する上で必要な共同研究契約等を締結し、当該契約書や覚書等の写しを、採択後3か月以内に文部科学省に提出してください。契約方式は問いませんが、文部科学省「DX/GX 両立に向けたパワーエレクトロニクス次世代化加速事業」によって共同研究等が実施されることがわかるように記載してください。

テーマ②では、研究開発開始時から AI・数理分野の知見を取り入れたシステム統合化研究を実施するための具体的な研究体制の構築を必須とします。また、事業期間後半の3年間で、研究開発成果の社会実装を担う民間企業との事業化に向けた共同研究契約等を締結すること、またはスタートアップを立ち上げることを目標に組み入れ、その目標を達成するための体制づくりも合わせて求めます。

1.9 事業マネジメント体制

本事業の運営にあたっては、最高意思決定機関として事業推進委員会を設置します。事業推進委員会は、採択課題の決定、知財ポリシー・データマネジメントポリシーなど事業運営方針の策定、進捗状況の評価、資金配分方針等の重要事項について決定します。また、採択課題の決定後、事業推進委員会の下に、知財委員会とリーダー会議を設置します。知財委員会は、事業全体の知財ポリシー、データマネジメントポリシー等の案を検討するとともに、各課題に置かれる知財管理会議（知財委員会で決定された方針に従い、本事業によって得られた知的財産権の取扱い方針の決定のほか、必要に応じ知的財産権の実施許諾に関する調整等を行うもの。）への助言及び検討結果の精査・調整を行うものとします。リーダー会議は、PD（プログラム・ディレクター）・PO（プログラム・オフィサー）及び各課題の研究開発代表者による事業全体の研究開発方針の検討・調整や進捗状況の確認、課題間連携に関する検討を行うものとします。

事業推進委員会で決定された方針等に基づき、下記のとおり文部科学省が配置する PD 及び PO が採択課題のマネジメントを実施します。PD は1名を配置し、事業推進委員会の主査を務めるとともに、事業マネジメント全体を統括するものとし、PO は PD の業務を補佐します。PO は2名を基本として配置し、採択内容を勘案して増員することがあります。PD・PO は、調査票（研究開発の進捗状況を記入する書類）、ヒアリング（採択課題ごとの面談）、サイトビジット（研究開発実施場所における実際の研究開発状況の確認）等を通じた各課題の進捗状況や課題の確認を行い、必要に応じて事業推進委員会や後述のアドバイザリー・ボードの協力も得ながら、出口戦略の実現に向けた指導・助言を行うとともに、課題間を横断した連携の加速等に関する調整等を行う権限を有します。なお、PD・PO による指導、助言等を踏まえ、研究開発課題に対し、必要に応じて計画の見直しや課題の中止（計画達成による早期終了を含む）等を行うことがあります。採択された機関は、PD・PO に協力する義務を負います。

さらに、PD・PO のマネジメント機能の補佐を行うため、アドバイザリー・ボードを設置します。アドバイザリー・ボードは、PD・PO の求めに応じ、専門的な見地から事業マネジメントについて、助言を行います。

【本事業における事業推進委員会委員】※五十音順、主査は下線

小笠原 悟司 北海道大学 名誉教授

齋藤 渉 九州大学 応用力学研究所 新エネルギー力学部門 教授

佐藤 之彦 千葉大学大学院工学研究院総合工学講座 教授

澄川 雄 文部科学省研究開発局環境エネルギー課半導体エレクトロニクス推進室長⁴

高尾 和人 産業技術総合研究所 先進パワーエレクトロニクス研究センター
総括研究主幹

出川 章理 株式会社ディメンジョンフォー 代表取締役社長

三好 実人 名古屋工業大学 大学院工学研究科 教授

【本事業における PD・PO】

PD：齋藤 渉 九州大学 応用力学研究所 新エネルギー力学部門 教授

PO：小笠原 悟司 北海道大学 名誉教授

PO：高尾 和人 産業技術総合研究所 先進パワーエレクトロニクス研究センター
総括研究主幹

1.10 評価

事業開始後4年目となる2029年度（令和11年度）に中間評価を実施します。中間評価においては、それまでの課題ごとの進捗状況の評価結果等をもとに、事業終了時点までの本事業の目標を達成しうるか否かについて確認した上で、継続することの可否を判断するとともに、必要な場合には、研究内容の見直し、実施体制の見直し等を行います。また、本事業終了年度末までに最終評価を実施します。なお、中間評価及び最終評価の結果は、文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会環境エネルギー科学技術委員会に報告されるとともに、その報告内容をもとに事業全体の進捗状況が同委員会及び研究計画・評価分科会で評価されます。その結果は文部科学省のホームページを通じて公表されます。

⁴ 文部科学省職員は、事業推進委員会の活動のうち審査及び評価は行わない。

第2章 課題の募集・選考について

2.1 応募対象者

文部科学省と委託契約を締結できる下記の日本国内の機関が本公募の対象となります。複数の機関の共同による提案の場合は、採択された場合に文部科学省と委託契約を締結する機関（以下「代表機関」という。）を定めてください。代表機関とならない機関のうち委託費の配分を受ける機関は、分担機関として代表機関との間で事業の実施に必要となる契約（以下「再委託契約」という。）を締結して参加していただきます。なお、分担機関は、真にその必要性が認められる場合に限ります。

課題の応募は代表機関の長が行うものとします。本公募への応募に当たっては、下記の応募機関に所属する常勤または非常勤の職員が研究代表者となって申請してください。応募から研究開発終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、課題の実施者としての責任を果たすことができなくなることが予め見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。

（応募可能な機関）

- ・ 大学および大学共同利用機関法人
- ・ 高等専門学校
- ・ 公立試験研究機関
- ・ 独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、特殊法人及び認可法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ 公益社団法人又は公益財団法人
- ・ 民間企業（法人格を有する者）
- ・ 技術研究組合
- ・ 特定非営利活動法人（NPO 法人）

なお、応募する機関は、以下①～④の要件も満たす必要がありますので、応募の際に確認してください。

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ③ 採択された場合に、本事業の実施に際し、所属機関の施設及び設備が使用できる機関であること。
- ④ 採択された場合に、本事業の契約手続等の事務を行うことができる機関であること。

2.2 公募内容

本事業では、「第1章 事業の概要」の内容に基づく提案を募集します。複数の機関による応募の場合は、研究代表者の所属する機関が代表機関となり、研究開発に参画するすべての機関の実施内容をまとめて提案してください。

2.3 募集から契約までのスケジュール

本事業における募集から契約までのスケジュールの概略は以下のとおり予定しています。

(スケジュール)

- ・募集受付 : 2026年(令和8年)3月6日(金)～4月16日(木) ※1
- ・書面審査 : 2026年(令和8年)4月下旬
- ・面接審査 : 2026年(令和8年)5月中旬 ※2
- ・作り込み : 2026年(令和8年)6月中 ※3
- ・契約及び事業開始 : 2026年(令和8年)7月上旬

※1 応募時に「研究セキュリティに関する質問票」の提出も同時に行ってください。詳細は「2.10 応募にあたっての留意事項(1) 技術流出の防止にかかるリスクマネジメントの実施について」を参照してください。

※2 書面審査を経て決定した面接審査対象機関に対してのみ、面接審査の集合時刻等について、研究代表者に連絡します。

※3 作り込みは、採択候補課題を選定後、当該課題の研究代表者とPD・PO間で課題間の連携の方針や機器整備計画の合理化、研究セキュリティの確保策等について協議し、その方針に沿って、各課題の研究開発費、研究開発体制、研究開発目標等について調整・確定するプロセスとして実施します。

【公募説明会について】

事業の内容、応募の手続き等についての説明会を下記のとおり実施します。説明会には、事前登録が必要です。参加ご希望の方は、以下の宛先に、e-mailにて、氏名、所属・役職、電話番号、メールアドレスを記入の上、申し込みください(申し込み締切り: 3月12日(木)17:00)。なお、募集説明会の登録時に入力いただく情報は、参加登録の確認のみに使用し、他の用途で使用することはありません。また、本説明会へ参加されなくとも、本事業への応募は可能です。

(公募説明会)

日時: 2026年(令和8年)3月13日(金)15:00～16:00

場所: WEB開催

(事前登録先)

e-mail: power-electronics@mext.go.jp

件名 : 「2026年度(令和8年度)DX/GX両立に向けたパワーエレクトロニクス次世代化加速事業(COPELNIX)」公募説明会 申込み

2.4 e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

e-Radとは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス(応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等)をオンライン化する府省横断的

なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

（２） e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は e-Rad を通じて行ってください。応募にあたっては、e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp>) を参照してください。また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

※e-Rad 利用にあたっての各種申請手続きについて、原則、紙の書類での申請は受け付けておりません。e-Rad ポータルサイトから各種申請の手続きを行っていただくようお願いします。

（i） e-Rad 使用にあたる事前登録

応募時までに研究機関及び所属研究者の事前登録が必要となります。

① 研究機関の登録申請

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決め、「研究機関の登録申請」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>) から手続きを行ってください。

※登録まで日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって手続きしてください。

※一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

② 部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、上記①により入手したID、パスワードでe-Rad にログインし、部局情報、(必要に応じて) 事務分担者、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用のID、パスワードを発行してください。登録方法は、e-Rad ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 研究機関事務代表者用マニュアル「10.研究機関手続き編」「11.研究機関事務分担者手続き編」「12.研究者手続き編」を参照してください。

※研究機関に所属しない研究者については、上記①②によらず、e-Rad 上は「研究者（個人登録）」として登録してください。

（ii） e-Rad での応募申請

e-Rad ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 研究機関事務代表者用マニュアルを参照してください。応募課題の状態が「応募中」、申請の種類(ステータス)が「配分機関処理中」、「申請中」となると、応募手続きは完了です。

<注意事項>

① 応募申請にあたっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は1ファイルで、最大容量は30MBです。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に文部科学省研究開発局環境エネルギー課半導体エレクトロニクス推進室に問い合わせてください。

② 応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び申請様式

を熟読の上、注意して記入してください。

(3) その他

(i) e-Rad の操作方法に関する問合せ先

e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) を確認の上、問い合わせてください。なお、e-Rad ヘルプデスクでは、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

(e-Rad ヘルプデスク)

0570-057-060 (ナビダイヤル)

9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く

(ii) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

2.5 提案書類の受付等

本公募で提出いただく書類は e-Rad を通して期限内に提出してください。提出いただく書類は、以下のとおりです。

- ・ 提案書類一式
- ・ 研究セキュリティに関する質問票
- ・ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合はその写し

(1) 応募書類の入手方法

提案書等の必要書類の様式は、文部科学省のホームページの公募情報、または e-Rad ポータルサイトからダウンロードしてください。「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出してください。また、認定の取消などとなった場合には、速やかに届け出てください。

(2) 提案書類の提出期間 (e-Rad による受付期限 (厳守))

2026 年 (令和 8 年) 3 月 6 日 (金) ~ 4 月 16 日 (木) 12:00

※ 全ての提案書類について、期限後の提出、差替、訂正は固くお断りいたしますので御注意ください。公募に参加を希望する者は、提案書等の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨を誓約書 (申請様式 様式 10) に記入し、所属機関長による署名 (自署に限る。公印不要。) の上、e-Rad にて提出してください。誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の契約を無効とします。ただし、機関の代表者の選任・任命を国が行う機関 (国立大学法人、独立行政法人、国立研究開発法人等) は提出の必要はありません。

2.6 提案書類の作成・提出

提案書類の作成に当たっては、e-Rad ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。また、加えて、以下に示す注意事項についても厳守してください。提案書類に不備がある場合、受理できないことがありますので御注意ください。

(提案書類の作成及び提出上の注意)

- ・ 提案書は、1.7 に示す事業規模の範囲内で作成してください。
- ・ 枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。
- ・ 提案書類の記載（入力）に際しては、本項目及び各様式に示した注意事項に従って、必要な内容を誤りなく記載してください。
- ・ 提案書類は日本語で作成してください。
- ・ 入力する文字のサイズは原則として 12 ポイントを用いてください。
- ・ 郵便番号は 7 桁で記入してください。
- ・ 用紙の大きさは、全て日本産業規格 A4 版とします。

2.7 審査及び採択

(1) 審査方法

審査は、事業推進委員会の下に設置する審査委員会が行います。審査は、外部からの影響を排除し、応募された提案に含まれるアイデアやノウハウ等の情報管理を行う観点から非公開で行います。また、出席者全員に守秘義務の誓約書にサインしていただいた上で、審査を行います。具体的には、応募された提案ごとに、提案書類の不備等を確認した上で、審査委員会において、評価項目及び審査基準に基づき、書面審査及び研究代表者等に対する面接審査を実施します。面接審査は、書面審査によって選定された提案のみ実施します。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査要領

応募された提案は、評価項目及び審査基準に基づき、書面審査及び面接審査によって審査を行います。具体的には審査要領（別紙1）を参照してください。

(3) 審査結果の通知

書面審査の結果、面接審査実施の連絡、面接審査の結果、作り込み、採択決定に関する諸連絡については、研究代表者に対して通知します。なお、審査の途中経過等に関する問合せは一切受け付けません。採択の決定後、文部科学省ホームページへの掲載等により採択課題の概要等についての情報を公開します。

2.8 契約の締結

本事業では、原則として、1つの代表機関が文部科学省と委託契約（分担機関は代表機関と再委託契約）を単年度ごとに締結し、代表機関及び分担機関が文部科学省に代わって、事業を実施することになります。なお、委託契約の締結等に係る詳細は第3章を参照してください。

2.9 公表等

(1) e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択決定後、文部科学省のホームページにおいて公開します。

(2) e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

(3) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は、科学技術振興機構（JST）が運営する日本の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されており、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

2.10 応募にあたっての留意事項

本事業は、競争的研究費制度に該当します。また、経済安全保障の観点から特に技術流出の防止が必要である「特定研究開発プログラム⁵」として指定されています。このため、文部科学省は、研究セキュリティ確保の観点から、代表機関及び分担機関にリスクマネジメントの実施を求めます。応募にあたっては、このことを代表機関及び分担機関の事務担当者にも予め十分に共有していただくようお願いします。

⁵ 研究成果の公開を前提とする競争的研究費のうち、重要技術領域リストに該当する技術を含む可能性があるものであって、経済安全保障の観点から特に技術流出の防止が必要であるとして、当該競争的研究費を所管する府省が指定するもの。なお、重要技術領域リストは、政府が経済安全保障の観点から選定し策定するリストであり、これが策定されるまでの当面の間は、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本方針」（令和 4 年 9 月 30 日閣議決定）において示された技術領域をもって、これに替えることとされています。

(1) 技術流出の防止にかかるリスクマネジメントの実施について

本事業は、「特定研究開発プログラム」として指定されていることから、文部科学省は、研究セキュリティ確保の観点から、代表機関及び分担機関にリスクマネジメントの実施を求めます。

実施するリスクマネジメントの内容は、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」（令和7年12月 研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議）に基づくものとします。

具体的には、応募に際して、代表機関及び分担機関は、事前に別紙2「研究セキュリティに関する質問票」に記載のリスクマネジメント事項を実施してください。応募にあたっては、代表機関は実施したリスクマネジメントの結果を、上記「研究セキュリティに関する質問票」への回答に記入し、応募書類と合わせて提出してください。文部科学省は、提出された回答を確認し、採択候補課題として選定された場合には、作り込みのプロセスにおいて、代表機関及び分担機関に対して追加的なリスク軽減措置の実施を要請することがあります。リスク軽減措置の実施を要請する場合には、その具体的な実施方法は、文部科学省、PD・PO、研究代表者、研究機関との間で協議の上、決定することとし、協議が整わない場合は、一部または全部の委託契約を行わないことがあります。また、これらの過程で提供された研究者等の個人情報、研究セキュリティの確保に向けたリスクマネジメントの実施を目的として、文部科学省のほか、文部科学省から当該個人情報の提供を受けたPD・POや、内閣府等の他の政府機関が、必要な範囲内で利用する場合があります。

なお、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」に違反する行為については、当該行為の悪質性及び招いた結果の重大性を踏まえ、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）における不正受給の行為として、当該不正受給を行った研究者及び共謀した研究者に対し、本事業等への応募制限措置等が講じられる場合があります。

(2) 不合理な重複・過度の集中に対する措置について

① 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの⁶。)が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分(以下「研究課題の不採択等」という。)を行います。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

⁶ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接または間接金融による資金調達を除く。

- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

② 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間⁷に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

③ 不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

- (i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報

応募時に、研究代表者・研究分担者等について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や e-Rad に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

⁷ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

研究費に関する情報のうち、秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り取り扱います。

- ・応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。

ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

(ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援⁸を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

④ 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

⁸ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

(3) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

(4) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

① 安全保障貿易管理について

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、兵器等の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制⁹が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型¹⁰に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合

⁹ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

¹⁰ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本委託事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本委託事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

② 日本版バイ・ドール制度について（日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について）

2024 年（令和 6 年）6 月 4 日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとりまとめられました。これを受けて、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要があります。

同提言には、産業技術力強化法第 17 条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係るものも含まれています。日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属させることを可能としています。受託者から第三者への当該知的財産権の移転等にあたっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としています。そのため、例えば、i) 国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、ii) 国内企業の子会社が M&A 等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、iii) 国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性があります。このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、委託者は当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされています。

つきましては、本委託事業においては、同提言の内容が委託契約書に反映されますので、契約内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、委託者へ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底していただくようお願いいたします。

(5) 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号¹¹の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

(6) 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

(7) 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては別紙 3 の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

現在、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2025」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費から研究代表者の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。研究代表者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、別紙 4 及び別紙 5 においても必要な要件や手続の方法を定めていますので、確認してください。

また、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」（令和 5 年 2 月 8 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえて、本事業において、直接経費から次世代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費を支出することを可能としています。

(8) 費目間流用について

費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額 50% 以内としています。

¹¹ 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

(9) 年度末までの研究期間の確保について

文部科学省においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

- ① 研究機関及び研究者に対して、事業完了後、速やかに成果物として業務完了届を提出することを義務づけ、文部科学省においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- ② 会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。
- ③ 研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

(10) 間接経費について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費の使用実績を翌年度の6月30日までにe-Radにより報告してください(複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください)。

報告に関するe-Radの操作方法が不明な場合は、e-Radの操作マニュアル(https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)又は「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>)を参照してください。

(11) 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会)においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2025」において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み(コアファシリティ化)の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和4年3月に策定しました。

そして、「科学の再興に向けて 提言」(2025年(令和7年)11月18日「科学の再興」に関する有識者会議)において、研究環境を刷新することとして、研究設備等のアクセス確保・持続的強化と研究費使途の変革に向けて、2035年度末までの共用化率の倍増を見据え、設備等とオペレーションが一体となったコアファシリティを各研究機関で整備するとともに、競争的研究費で整備した設備・機器を研究大学等において公共財として適切に管理し、競争的研究費の活用をハード(設備・機器等)からソフト(人材、仕組み、それらによる高付加価

値のサービス等)へシフトするよう改革を実施することを求められています。また、「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」(令和7年7月10日 科学技術・学術審議会研究開発基盤部会先端研究開発基盤強化委員会)において、このような競争的研究費の使途変容を促進・確認するため、研究設備等について利用料金の計上を基本とし、一定規模以上の研究設備等の購入費を計上する場合には、研究機関が重複や共用予定(共用予定時期、共用が難しい場合はその理由等)を確認したうえで申請を行う仕組みを導入することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により研究設備・機器を購入することが見込まれる場合について、申請前に研究機関として当該設備・機器を購入する必要があるか、公共財として適切に管理できるかの確認を行うとともに、特に取得金額が1,000万円以上で汎用性のあるものを購入する場合には、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器を活用すること、複数の研究費の合算による購入・共用することが可能かどうかなどの確認を行ってください。その結果、購入することが必要であるとの判断に至った場合でも、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにもプロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、より一層の共用化に努めてください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用バランスについては十分に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

(参考：関連の政策文書・支援事業一覧)

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」[競争的研究費改革に関する検討会(H27.6.24)]

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○「第6期科学技術・イノベーション基本計画」[閣議決定(R3.3.26)]

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

○「統合イノベーション戦略2025」[閣議決定(R7.6.6)]

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2025_zentai.pdf

○「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ(R5.5.24改正)]

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf

○「複数の研究費制度による共用設備の購入について(合算使用)」[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ(R2.9.10改正)]

https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

○「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(R4.3策定)

https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf

【参考：概要版 YouTube】

https://youtu.be/x29hH7_uNQo

- 「大学連携研究設備ネットワーク」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

- 「新たな共用システム導入支援プログラム」

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>

- 「コアファシリティ構築支援プログラム」

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>

- 「科学の再興に向けて 提言」[「科学の再興」に関する有識者会議 (R7.11.18)]

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/042/mext_00002.html

- 「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」[科学技術・学術審議会 研究開発基盤部会 先端研究開発基盤強化委員会 (R7.7.10)]

https://www.mext.go.jp/content/20250710-mxt_kibanken01-000043663_1.pdf

(12) 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意事項）

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的

不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員 (DC) 並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。

- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度¹²の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

(13) 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3 年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2 か所程度でポストドクターを経験した後、30 代半ばまでの 3 年から 7 年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては 3 年から 5 年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成 31 年 2 月 25 日文科科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、少なくとも中間評価までの期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

(14) 男女共同参画及び人材育成について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「第 5 次男女共同参画基本計画 (令和 2 年 12 月 25 日閣議決定)」、「Society5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ (令和 4 年 6 月 2 日総合科学技術・イノベーション会議決定)」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優

¹² 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査 (速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分 (40 万円以上 45 万円未満) の額について、休日等を除いた実労働日 (19 日～20 日) の勤務時間 (7 時間 45 分～8 時間) で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じるにより算定。)

秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

これらを踏まえ、本事業においても以下のとおり、女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

- ・理数系の博士号取得者等によるオンラインでの小・中・高等学校における理科、物理・化学等の授業や出前講座に係る費用を直接経費から支出可能とします。
- ・研究成果を中高生等が理解しやすいコンテンツとして SNS 等で配信するための費用を直接経費から支出可能とします。
- ・上記 2 点のアウトリーチ活動の実績について研究成果報告書への記載を可能とし、プラス評価の対象とします。また、研究計画書への記載も可能とし、審査の際にプラス評価の対象とします。

(15) プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業の委託費から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは別紙 6 を参照してください。

(16) 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日 科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

(17) URA 等の研究開発マネジメント人材の確保について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」において、URA（University Research

Administrator)等の研究開発マネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議)においても、研究開発マネジメント人材やエンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

さらに、「研究開発マネジメント人材の人事制度等に関するガイドライン」(令和7年6月科学技術・学術審議会人材委員会)において、研究開発マネジメント人材は、研究者のパートナーとして研究成果を生み出すことに貢献するのみならず、組織的な研究資金・人員の調達・管理や経営戦略策定への関与など、研究大学等の組織運営に係る研究開発マネジメント全般を担う重要な人材であることが明示されています。加えて、研究大学等においては、研究開発マネジメント人材の確保・育成に加え、学内の研究者と事務職員、専門人材の分掌の見直しを行い、研究開発マネジメント人材が意欲を持って活躍できるような環境を整備することで、研究者が研究により専念できる環境を整備し、研究大学等に求められる役割を一層強化されることを期待されています。

これらを踏まえ、本事業により、URA等の研究開発マネジメント人材を雇用する場合には、優秀な研究開発マネジメント人材を確保する観点から、当該人材の安定的な雇用を確保すべく、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって、無期雇用ポストの創出など、機関の実情に応じた形で安定的な雇用を実現する方策を実行することに努めてください。

併せて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

(18) 社会との対話・協働の推進について

『国民との科学・技術対話』の推進について(基本的取組方針)(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定)(別紙7参照)においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。

本公募に採択され、1件当たり年間3,000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

(19) 研究データマネジメントについて

研究データの管理・利活用に関しては、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国

際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。

については、本事業に採択された研究代表者は、所属研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、研究データの管理にあたっては、FAIR原則¹³に基づく「研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）¹⁴」の管理基盤（GakuNin RDM）の使用を、本事業の趣旨や、資金配分機関及び所属機関の規程等を踏まえ検討してください。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、文部科学省環境エネルギー課半導体エレクトロニクス推進室で定めるメタデータ¹⁵を付与していただきます。なお、データマネジメントプランは、作り込みのプロセスや研究を遂行する過程で変更することも可能です。

データマネジメントプランは、採択後に策定していただき、文部科学省環境エネルギー課半導体エレクトロニクス推進室へ提出していただきます（様式については別紙8を参照）。提出いただいたデータマネジメントプランは、今後の研究者支援の改善や、本方針の見直しを含む研究データの保存・管理及び公開にかかる取組の検討・促進に資すること等を目的に、文部科学省環境エネルギー課半導体エレクトロニクス推進室での分析に活用します。また、分析で得られた統計データ等は必要に応じて公開をすることがありますが、個々の研究活動や研究者個人が特定される情報は一切公開しません。

（参考）メタデータの付与について

「文部科学省環境エネルギー課半導体エレクトロニクス推進室で定めるメタデータ」とは、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）により定められた共通的なメタデータ項目に加え、文部科学省環境エネルギー課半導体エレクトロニクス推進室が検討し、追加で設定するメタデータ項目を指します。

メタデータは研究データ基盤システムにて登録することが可能であり、登録された（研究データのうち公開設定がなされた）メタデータは同システムの検索基盤（CiNii Research）¹⁶から検索することが出来るようになります。

なお、メタデータが検索可能となるような相互運用性のあるその他のプラットフォーム（代表的な機関リポジトリ¹⁷である JAIRO Cloud¹⁸以外の機関リポジトリ、GRANTS Data¹⁹、

¹³ Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）の略で、データ公開の適切な実施方法を示す原則。

¹⁴ 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」にて「我が国における研究データの管理・利活用のための中核的なプラットフォーム」として位置づけられたシステム。研究データを管理するための管理基盤（GakuNin RDM）、研究データを公開するための公開基盤（JAIRO Cloud）、メタデータを検索するための検索基盤（CiNii Research）から構成される。

¹⁵ 公開するデータ自体がどのようなデータであるかを示す情報のこと。データの作成日時や作成者、データ形式、タイトルなど。データを一元的、かつ効率的に管理するためなどに用いられる。

¹⁶ 誰でも利用できる論文、図書・雑誌や博士論文などの学術情報で検索できるデータベース・サービス。国立情報学研究所（NII）が開発・運用している。

¹⁷ 大学等の研究機関による所属研究者向けのサービスで、教育・研究成果としての知的生産物を電子的形態で収集・保存・公開するために設置する電子アーカイブシステム。

¹⁸ オープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）と、国立情報学研究所（NII）との共同運営による、クラウド型の機関リポジトリ環境提供サービス（JPCOAR 会員向けサービス）。コミュニティサイトやユーザ窓口等の運用は JPCOAR、開発は NII が担っている。

¹⁹ 公的資金から生まれた研究データをインターネット上で無料公開するリポジトリ。国際標準の識別番号（Digital Object Identifier,

JaLC²⁰を経由して DOI を取得しているデータベース、CiNii Research と連携している分野別データベース等) にメタデータを登録することも可能です。詳しくは、各所属機関のメタデータ登録に係る担当者にご相談ください。

(20) 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。論文の Acknowledgment (謝辞) に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「MEXT COPELNIX Program Japan Grant Number JPJ013791」を含めてください。論文投稿時も同様です。論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by MEXT COPELNIX Program Japan Grant Number JPJ013791.

【和文】

本研究は、文部科学省 COPELNIX 事業 JPJ013791 の助成を受けたものです。

(21) 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 (A-PRAS) について

文部科学省では、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 (A-PRAS)」を創設しました。

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、2026年(令和8年)3月時点で28件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトより御覧いただけます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

(22) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、公的研究費の配分(代表機関から間接的に配分を受ける場合等を含む)を受ける(予定を含む)研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」(令和3年2月1日改正)の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・

DOI) や著作物のデファクトスタンダードであるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの付与を必須にするなど、研究データの幅広い公開・利活用を目指し、科学技術振興機構 (JST) が運営している。

²⁰ Japan Link Center、日本国内の機関・団体が発行する論文や提供・管理する研究データ等の学術コンテンツに、国際標準の識別番号 (Digital Object Identifier, DOI) を付与する権限を持つ DOI 登録機関。科学技術振興機構 (JST)、物質・材料研究機構 (NIMS)、NII、国立国会図書館 (NDL) が共同で運営している。

監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

（研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準））

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(23) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、2026年（令和8年）4月1日以降に、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和8年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入いただき、委託研究契約締結までに文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付競争的研究費調整室へe-Radを利用して提出（アップロード）してください。

なお、2025年度（令和7年度）版のチェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず契約が認められますが、この場合は、2026年度（令和8年度）版チェックリストを2026年（令和8年）9月30日までに提出してください。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分（代表機関から間接的に配分を受ける場合等を含む）を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関（研究費の配分を受けない協力機関等）については、チェックリストの提出は不要です。

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

（体制整備等自己評価チェックリストの提出に関する文部科学省ウェブサイト）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

(24) 不正使用及び不正受給への対応について

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、それが認められた場合には、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又

は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加²¹資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者²²に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間 ²³	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

なお、以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

²¹ 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

²² 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

²³ 補助金等を返還した年度の翌年度から

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、文部科学省において原則、公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(25) 他競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置について

他府省を含む他の競争的研究費制度²⁴において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度の他、2026年度（令和8年度）以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、2025年度（令和7年度）以前に終了した制度においても対象となります。

(26) 関係法令等に違反した場合の措置について

研究を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

(27) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）²⁵を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

²⁴ 現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブサイトを参照してください。 <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

²⁵ 以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(28) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関²⁶は、『「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト』（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、2026年（令和8年）4月1日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から2026年度（令和8年度）版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結までに文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、2025年度（令和7年度）版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、2026年度（令和8年度）版研究不正行為チェックリストを2026年（令和8年）9月30日までに提出してください。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分（代表機関から間接的に配分を受ける場合を含む）を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関（研究費の配分を受けない協力機関等）については、チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。（2026年度（令和8年度）のチェックリストは、後日掲載しますので、掲載後確認の上、提出してください。）

（「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備状況等に関する調査の結果等）

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1368875_00002.htm

(29) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加²⁷資格制限の措置

²⁶ 提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイト (<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>) を参照してください。また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度9月30日（9月30日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

²⁷ 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度の他、令和8年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、2025年度（令和7年度）以前に終了した制度においても対象となります。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関において適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(30) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、契約手続きの中で、実施責任者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書をメールにて提出することが必要です。

以下を参考に確認書等を作成すること。

文部科学大臣 * 殿

令和〇年〇月〇日

(実施責任者が研究者でない場合) ○〇大学長

(実施責任者が研究者の場合) ○〇 ○〇

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

2.11 競争的研究費改革について

現在、政府において、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2025」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

2.12 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省研究開発局環境エネルギー課半導体エレクトロニクス推進室

「DX/GX 両立に向けたパワーエレクトロニクス次世代化加速事業（COPELNIX）」公募担当

TEL： 03-6734-4159

FAX： 03-6734-4162

電子メール：power-electronics@mext.go.jp

第3章 契約の締結等

3.1 委託契約の締結

(1) 契約条件等

第2章に基づく審査の結果、採択された課題については、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づいた委託契約を締結することとし、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとします。

採択された代表機関については、予算の成立を前提に、文部科学省と代表機関との間において、国の会計年度の原則に従い、単年度ごとに委託契約を締結することになります。なお、契約金額については、業務計画書の内容を勘案して決定するものとするため、企画提案書の提示する金額と必ずしも一致するものではありません。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合があります。

契約を締結するに当たっては、その内容（経費の積算を含む。）が双方の合意に至らない場合は、採択された代表機関であっても取消しとなることがあります。契約締結後においても、予算の都合によりやむを得ない事情が生じた場合には、事業計画の見直し又は中止を求めることがあります。

加えて、国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。なお、毎年度の事業の進捗状況又は中間評価等の結果を踏まえ、年度途中での事業計画の見直し等による契約変更を行うことがあります。

(2) 再委託契約について

代表機関が事業を実施するに当たって、本委託契約の一部を分担機関に委託する場合は、代表機関は分担機関との間において再委託契約を締結するとともに、再委託先における事業の進捗状況及び事業に要する経費について管理していただくことが必要となります。

(3) 契約の準備について

代表機関の採択後、速やかに契約作業が進められるよう、代表機関には遅滞なく以下の書類を提出いただく必要があります。

- ・ 業務計画書
- ・ 経費等内訳書

詳細は、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」を参照していただくことになります。また、会計規程及び職務発明規程の整備もお願いいたします。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知をお願いします。

(4) 委託費の額の確定等について

当該年度の委託契約期間終了後、委託契約書に基づいて提出していただく委託業務実績報告書を受けて行う委託費の額の確定等において、事業に要する経費の不正使用又は当該委託

業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部が支払われないことがあります。また、不正使用等を行った研究の実施者は、その内容の程度により一定期間新たな申請及び参加が制限されます。なお、本委託契約の代表機関は、当該年度の委託契約期間終了までに分担機関（再委託先）からの委託業務実績報告書を受けて再委託契約の額の確定等を、当該代表機関における国の確定調査の前に行い、その結果を国の確定調査の際に報告するようにしてください。

3.2 委託費の範囲及び積算等

(1) 委託費の範囲

委託費の範囲は、本事業に直接係る経費及び間接経費とします。本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については別紙3の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

(2) 委託費の積算

本事業に必要な経費を費目ごとに算出し、総額を計上の上、様式7に記載してください。

(3) 委託費の支払

委託費は、原則として当該年度の委託契約期間終了後に文部科学省が支払うものとします。原則として、間接経費は直接経費の30%とします。ただし、文部科学省が必要と認める場合には、委託費の全部又は一部を概算払いすることができます。

(4) 年度末までの研究期間の確保について

文部科学省においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的資金において以下のとおり対応しています。各受託機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

1. 代表機関は、事業完了後、速やかに事業完了届を提出することとし、文部科学省においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
2. 業務実績報告書の提出期限を5月31日とする。
3. 成果報告書の提出期限を5月31日とする。

3.3 事業の評価

本事業については、事業期間中に中間評価、事業終了後までに最終評価を実施します。なお、評価結果については、原則として公開することとします。

3.4 事業成果の取扱い

(1) 委託業務成果報告書の提出

代表機関は、事業成果を取りまとめた委託業務成果報告書（要約版を含む。）を電子媒体で提出していただきます。電子媒体はファイル形式をPDF形式とします。また、同内容の電

子媒体を Word 形式でも併せて提出してください。委託業務成果報告書は、国立国会図書館等で公開されます。なお、成果報告会での発表を求めることがあります。

(2) 事業成果の帰属

下記の知的財産権については、研究成果の取り扱いについて我が国産業の活力の再生を速やかに実現する事を目的としている「産業技術力強化法」(平成 12 年法律第 44 号)の適用により、委託契約書に基づき必要な確認書を提出することで、受託者である主管実施機関に権利がすべて帰属することとなります。再委託先である分担機関への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ代表機関と分担機関の間で取り決めておいてください。

- ・特許権、特許を受ける権利（特許法）
- ・実用新案権、実用新案登録を受ける権利（実用新案法）
- ・意匠権、意匠登録を受ける権利（意匠法）
- ・著作権（著作権法）
- ・回路配置利用権（半導体集積回路の回路配置に関する法律）
- ・育成者権、品種登録を受ける権利（種苗法）

ただし、受託者は、文部科学省が、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を許諾しなければならないこととします。

3.5 取得資産の取扱い

(1) 所有権

委託業務の実施過程において取得した資産（設備備品及び文部科学省が指定する試作品。以下「設備備品等」という。）の所有権は、「額の確定」後、文部科学省に移転することとなります。次年度以降も継続して当該委託業務に使用を希望する場合は、別途、物品無償貸付申請書により、文部科学省の承認を得る必要があります。なお、資産については、受託者が文部科学省との契約条項に従って善良な管理を行うこととします。

(2) 委託期間終了後の設備備品等の取扱い

委託期間終了後における設備備品等の取扱いについては、別途文部科学省と協議することとします。

(3) 汚染資産等の処分

汚染資産等は、受託者の責任において処分してください。